

令和6年度「令和の熊野詣」推進事業に関する業務委託プロポーザル実施要領

本事業は、世界遺産登録20周年を迎える紀伊山地の霊場と参詣道において、令和5年度の熊野古道紀伊路に引き続き、熊野古道中辺路をリレーウォークするとともに、途中立ち寄る主要な王子等での特別企画や熊野三山各社寺における到達セレモニーを実施することで、熊野古道の世界遺産としての文化的価値や魅力を広く発信し、本県への誘客を図ることを目的に実施します。

ついては、本事業の業務委託について、プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うため、企画提案書の募集を行います。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和6年度「令和の熊野詣」推進事業に関する業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

(4) 予算上限額

金9,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2. 参加対象事業者

次の各号のいずれにも該当する者とします。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）によりプロポーザルに参加する場合には、その構成員の全てが次に掲げる全要件を満たすこと。

なお、単体又はコンソーシアムいずれかでの参加しか認めません。また、コンソーシアムの場合においても、各構成員は、2以上のコンソーシアムの構成員になることはできません。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと
- (5) 国税及び県税について未納のない者

3. 審査対象からの除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
- (5) その他不正行為があった場合

4. 全体スケジュール

項目	期日・期限
① 公募開始（公告）	4月1日（月）
② 説明会参加申込書提出期限	4月10日（水）17時（必着）
③ プロポーザル説明会	4月12日（金）10時00分から
④ 質問受付期限	4月16日（火）17時（必着）
⑤ 質問回答期限	4月18日（木）17時
⑥ プロポーザル参加表明書 提出期限	4月19日（金）17時（必着）
⑦ 提案書等の提出期限	4月25日（木）17時（必着）
⑧ プレゼンテーション審査会	5月9日（木）、5月10日（金）、5月13日（月）のうちいずれか1日（予定） ※詳細については、参加者に別途通知します
⑨ 委託業者決定通知	プレゼンテーション審査会終了後速やかに通知

5. 説明会の開催

プロポーザルに参加を希望する希望者に対して、説明会を開催します。次のとおり参加申込みを行ってください。事前説明会に参加しなかった場合、当プロポーザルに参加できません。説明会への出席者は2名以内とします。

(1) 開催日時

令和6年4月12日（金）10時から

(2) 開催場所

和歌山県庁 北別館4階第2会議室

※申込状況により時間及び場所を変更する場合があります。

(3) 参加申込み受付期間

令和6年4月1日（月）～4月10日（水）17時まで（必着）

(4) 提出書類

プロポーザル説明会参加申込書（様式1。押印不要）

(5) 提出方法

「12. 各関係書類の提出場所」に記載する連絡先まで、電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名を「「令和の熊野詣」推進事業プロポーザル説明会への参加申込」とすること。電子メールを受領した後、県より受付完了のメールを送付します。

6. プロポーザル参加表明書の提出

(1) 本プロポーザルに応募する場合は、プロポーザル参加表明書（様式2。押印不要）を「12. 各関係書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名を「「令和の熊野詣」推進事業プロポーザルへの参加表明」とすること。電子メールを受領した後、県より受付完了のメールを送付します。

(2) 提出期間

令和6年4月15日（月）～4月19日（金）17時まで（必着）

7. プロポーザル質問票の提出

(1) プロポーザルに関する質問がある場合は、質問票（様式3）を「12. 各関係書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名を「「令和の熊野詣」推進事業プロポーザルに関する質問」とすること。

(2) 質問に対する回答は、令和6年4月18日（木）17時までに質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、和歌山県観光振興課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/index.html>）への掲載により公表します。

なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けません。

(3) 提出期間

令和6年4月1日（月）～4月16日（火）17時まで（必着）

8. 企画提案書類等の提出

(1) 提出書類について

応募申請者は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・手配）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより⑤～⑩の提出書類を当該書類に代えることができます。

- ①提案者の概要が分かる書類（任意様式。会社パンフレット等も可）。なお、コンソーシアムによる申請の場合は、構成員全員の提案者概要書に加え、「コンソーシアム構成員表（様式4）」も提出すること。
- ②企画提案書（任意様式。下記（2）参照のこと）
- ③見積書（任意様式。次の事項に留意すること）
 - ア 見積の一式計上は認めない。詳細な費用明細を提出すること。
 - イ 見積額には消費税及び地方消費税を含めること。
 - ウ あて先は「和歌山県知事」とすること。
 - エ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。
- ④誓約書（様式5。要押印）
- ⑤役員等に関する調書（様式6）
- ⑥財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）
- ⑦定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ⑧印鑑証明書
- ⑨使用印鑑届（様式7）
- ⑩法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明（3ヶ月以内のもの）
- ⑪都道府県税について未納がない旨の証明書（3ヶ月以内のもの）
- ⑫コンソーシアムによる申請の場合、構成員全員が締結した協定書の写し

(2) 企画提案書について

応募申請者は、「1. 業務概要」及び別添仕様書の記載事項に留意の上、次により作成すること。

- ①業務実施体制
 - ・本業務をどのような実施体制で運営するか記載すること。
 - ・上記実施体制に掲載する人員について、職務経験や経歴を記載すること。
 - ・本業務に類する実績があれば、その内容等詳細とともに最大3件記載すること。
 - ・業務の実施にあたり、どのようなスケジュールで進めていくか記載すること。
- ②熊野古道リレーウォークに係る業務について
 - ・コース計画のブラッシュアップ、各種マニュアル等の作成及び当日の運営等について、どのような方針及び内容、方法で実施するか記載すること。
 - ・参加者の募集から受付、ツアー当日までの対応方法について記載すること。
 - ・参加者から徴収する参加費用、バス代、宿泊代、弁当代等について、その費用

- や徴収方法、手配方法等について記載すること。
 - ・参加者の安全管理体制について記載すること。
 - ・どのようにして目標の参加者を確保するのか、その方法を記載すること。
 - ・その他、仕様書に記載されている事項を漏れなく実施するために必要と考えられる事項については提案書に記載し、併せて、事業の目的を達成するためにその他効果的と思われるものがあれば提案すること。
- ③情報発信に係る業務について
- ・チラシ及びポスターデザインの作成方針について記載すること。
 - ・情報を効果的に発信するための媒体や方法について、具体的な期待される効果とともに記載すること。
- ④その他
- ・参加者全員に配布する記念品及び全ての回に参加した人に配布する記念品について、それぞれアイデアを提案すること（アイデアは複数提案しても構わない）。
- (3) 提出書類の留意事項
- ①正本1部を「12. 各関係書類の提出場所」に記載する場所に提出（持参又は郵送）すること。なお、「②企画提案書」及び「③見積書」に関しては、副本6部も併せて提出すること。
 - ②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
 - ③県が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- (4) 提出期限 令和6年4月25日（木）17時まで（必着）

9. 委託候補者の選定方法

(1) 選定方法

事業者の選定は、「和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」の委員による審査により行います。

なお、審査委員会は、別添『令和6年度「令和の熊野詣」推進事業に関する業務公募型プロポーザル審査要領』に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等の最も優れた提案をした者を委託候補者として選定します。

(2) 審査委員会

- ①開催日 令和6年5月9日（木）～5月13日（月）のうち1日間（予定）
- ②開催場所 県庁内会議室を予定（プロポーザル参加者に別途連絡します。）
※プレゼンテーションの順番については、原則、プロポーザル提案書の受付順とします。
- ③実施方法 プロポーザル参加者は、あらかじめ提出されたプロポーザル提案書に基づいてプレゼンテーションしてください。なお、プレゼンテーションの時間等詳細については、別途参加者宛てに通知します。

(3) 評価方法

- ①各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を委託候補者とします。

②最高評価点の者が複数となった場合は、提案金額の安価な提案者を委託候補者とします。

③提案者が1者の場合は、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とします。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、審査委員会終了後、速やかに参加者全員に文書にて通知するとともに契約候補者名を県観光振興課ホームページにて公表します。

10. 委託契約について

(1) 契約の締結

選定した委託候補者と県は、企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の仕様の内容を確定し、契約を締結します。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価点が次点の者と協議を行います。

(2) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがあります。

①提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合

②業務遂行の意思が認められない場合

③業務遂行能力がないと認められる場合

④その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

11. その他留意事項

(1) プロポーザル参加者が本プロポーザルに要した費用については、全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(2) 別添仕様書「4. (2) 特別企画及び到達セレモニーの開催」については、委託事業者決定後、県及び関係社寺等と協議のうえ内容を決定するため、本プロポーザル実施にあたり、山伏や社寺への事前の問合せは不要とする。

12. 各関係書類の提出場所

和歌山県観光振興課 (担当：鶴野)

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2424

メール：tsuruno_n0001@pref.wakayama.lg.jp